滋賀県高島市における重要文化的景観の現況

―重要文化的景観に関する研究調査報告―

龍谷大学里山学研究センター リサーチ・アシスタント
西脇秀一郎
龍谷大学里山学研究センター博士研究員
太田　真人

1．重要文化的景観制度の調査について

2004年に公布され、2005年に施行された文化財保護法の改正により、「（重要）文化的景観」制度が創設された。文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（法1条2項5号）とされ、同制度の創設によって、これまでの文化財単体の保護だけでなく、文化財と人々の営みとを一体として保護及び保全する取り組みが展開されることとなった。

龍谷大学里山学研究センターでは、2015年8月31日から9月1日にかけて滋賀県高島市に赴き、文化財保護法上の法制度である重要文化的景観の実態調査を行った。

具体的には、まず高島市における（重要）文化的景観制度の制度活用の経緯及び現況について、高島市教育委員会事務局文化財課の山本晃子氏（高島市教育委員会文化財課主任）にヒアリング調査を行い、その後、高島市の重要文化的景観に選定された地域である、「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」（2008年3月28日選定）、「高島市針江・霜降の水辺景観」（2010年8月5日選定）、「大溝の水辺景観」（2015年1月26日選定）についてフィールドワーク調査を行った。また、調査2日目の2015年9月1日には、各調査を踏まえて、2015年度第2回研究会として、秋山道雄研究員（滋賀県立大学名誉教授）による「変貌する琵琶湖―沿岸域研究の経験から―」を基調報告とする研究会を開催した（同研究会内容については2015年度研究会報告を参照）。

これらの調査は、龍谷大学里山学研究センターが2015年度から2019年度において文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業を受けて進める「琵琶湖を中心とする循環型自然・社会・文化環境の総合研究―Satoyamaモデルによる地域・環境政策の新展開―」の一環に位置づけられる。また、2015年9月28日に公布及び施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」（平成27年法律第75号）は、琵琶湖を「国民的資産」と位置づけ、全国の湖沼のモデルとなる自然と共生する社会の実現を目指したものであり（法第1条）、琵琶湖水域の景観の整備・保全、多様な主体の協働といった16の具体的施策に取り組むことを定めている。このため、琵琶湖水域に関する研究調査活動の一環として本調査の報告を行うこととする。

2．高島市役所教育委員会文化財課におけるヒアリング調査

⑴　ヒアリング調査の概要

2015年8月31日に、以下のような調査メンバーで高島市教育委員会事務局文化財課にヒアリング調査を行った。ヒアリングに際して、牛尾洋也研究員（龍谷大学里山学研究センターセン

ター長、龍谷大学法学部教授）から2015年度から取り組む「琵琶湖を中心とする循環型自然・社会・文化環境の総合研究―Satoyamaモデルによる地域・環境政策の新展開―」について概要説明が行われ、里山・里海・里湖による資源の循環システムや琵琶湖の総合的研究において、滋賀県の湖西・湖東・湖北・湖南のいくつかのポイントについて今後調査を進めていき、特に湖西においては高島市による（重要）文化的景観の取り組みが注目されることが示された。

ヒアリング対応：
山本晃子氏（高島市教育委員会事務局文化財課主任）
ヒアリング調査メンバー：
牛尾洋也研究員（龍谷大学法学部教授、龍谷大学里山学研究センターセンター長）、吉岡祥充研究員（龍谷大学法学部教授）、宮浦富保研究員（龍谷大学理工学部教授）、中川晃成研究員（龍谷大学理工学部講師）、田中滋研究員（龍谷大学社会学部教授）、村澤真保呂研究員（龍谷大学社会学部准教授）、秋山道雄研究員（滋賀県立大学名誉教授）、金紅実研究員（龍谷大学政策学部准教授）、谷垣岳人研究員（龍谷大学政策学部講師）、太田真人（龍谷大学里山学研究センター博士研究員）、西脇秀一郎（龍谷大学里山学研究センターリサーチ・アシスタント）、谷口雅治（みらいの環境を支える龍谷プロジェクト）、稲葉大輔（みらいの環境を支える龍谷プロジェクト）

⑵ 質問状の回答を踏まえた質疑応答

ヒアリング調査は、牛尾洋也研究員が高島市教育委員会事務局文化財課に宛てて事前に送付していた質問状に従って回答を頂くという進行のもとで行われた。

⑴ 質問⑴ ①②③について

> 質問⑴ 自然地形、生態系、歴史的文化について
> ① 高島市の山や丘陵の地形や地質、安曇川流域の変化や地下水に関する地理情報やマップはあるでしょうか。
> ② 水に関する生態系調査はどの程度行われているでしょうか。
> ③ 高島市の生活や文化とその変遷について、調査や研究はどの程度行われているのでしょうか。（条里制から農業的利用の変遷、町、都市の変遷など）

- ⑴①については、文化庁とも調査を行っており、既存の調査をもとにして調査をした。このため、高島市独自で新たに調査をしたというものではない。
- ⑴②の生態系の調査については、滋賀県立琵琶湖博物館の研究員に生態系の調査をしていただき、その結果を概要として報告書にまとめている。また、植物調査などであると、県や環境省の委託事業ということもあるが、既存の国や県の調査を合わせて報告しており、直接、高島市で実施した調査ではない。
- また、針江地域などの水辺の調査に際して、安曇川の伏流水だけではなくて、比良山系の上流水も含まれるということが地下水の調査によって明らかとなっている。独自の調査ではないが、これまでの何回か行われている井戸調査で判明したことである。文化的景観の調査は

平成20年度（2008年度）に行っている。
- 防災などの観点から新たな調査を行うのかということについては、今後検討を行う。
- また、市が独自で調査を行うのではなく、県や国が行った調査を参照することとなる。
- 絶滅危惧種の対応策等については、報告書では自然観点からみた文化的景観のものを挙げている。また、河川改修をした際に護岸にある植物が消失してしまったというものがある。生活のために絶滅危惧種が失われてしまうということが起こり得る。ただし、実際は、法的な規制のかかっていない工事の場合には、文化財部局にも連絡が届かない。今後は連絡会議を市役所内で行うということになる。3カ所の文化的景観の対応部局として、対応することができる体制を整えたというところである。
- 質問⑴③については、各地域につき、歴史・文化などそれぞれ調査をお願いしている。１つの地域に2年程度時間をかけている。歴史的分野として考古学の分野の調査、民俗学の調査（現地調査と資料調査）を一通り行っている。文化的景観以外の分野でも既存の調査を行っている。
- 荘園があった地域では、現在残っている地名と水利から条里制や中世の荘園の復元の調査も行っていた。京都大学や滋賀県立大学の研究者にもご協力いただいている。
- 中世の文書として饗庭家文書などが残っている。これについては県が調査を実施している。

⑵　質問⑵　①について

> 質問⑵　重要文化的景観について
> ①　高島市が重要文化的景観に取り組まれた基本施策およびそのきっかけはどのようなものでしょうか。

- 高島市は平成17年1月に6町村の合併で成立した市である。このような高島市の新たな特徴を紹介する機会に、文化財保護法の改正によって文化的景観という制度が創設されたために、外部の有識者の方からも高島市を対外的に示すためにも新制度を活用することが意義を有するとの指摘がなされ、当時の知事にもご助言をいただいた。そこで、合併直後に取り組むという形で市の良いところを文化的景観として選定していこうとしたという経緯がある。
- 当初は制度も新しいこともあり、どういったものが文化的景観かということもわからずに、地域の方に地域の残しておきたいものは何かということでアンケートを行い、10カ所ほど選択させていただいて、候補地を住民の方からお聞きした上で、その中でも地域の方と協議を経て話が整ったという地域から選定させていただいた。最終的には琵琶湖の水辺にある地域も含めて選定を行った。
- 今後も選定地が増えるかどうかについては、度々問い合わせを頂くことではあるが、湖岸一帯が高島の景観の特徴であると考えており、重要なものとしては3カ所の湖岸地域の選定がなされたために、現段階ではその一連の動きとしては一旦完了したという形である。なお、牧野地域は全国で5番目の選定となる。
- 高島市による（重要）文化的景観選定の政策上での位置づけについては、法律的には景観法に位置づける必要もあったため、市の位置づけとしては景観保護に取り組むということで、法律に規定されている事柄について忠実に実行していくこととした。市の総合計画の中の位

置づけも風景づくりや景観計画として行っており、結果として観光としても活用できるようにもなるということを文化的景観制度活用から5年後になって考えることができた。このため、近年では文化的景観を観光資源の一つとして考えられるようになった。

- 文化的景観選定の契機について、近江八幡市で生じた景観維持への懸念などがきっかけということはないのかということについては、高島市では従来は開発による景観問題の心配はしていなかった。どちらかというと、人口減少で人がいなくなり、景観も守られなくなるという懸念があった。生活空間としての維持ができなくなるという問題が選定によって文化的な景観を守っていきたいという展開に繋がった。
- 高島市の環境が文化的景観の制度に見合っていたかということについては、文化庁の政策に合致する条件がうまく揃っていたと考えられる。
- NHKの針江のドキュメンタリー番組作成は選定の後のことか（村澤研究員）：作成は選定の前であり、その意味で針江は以前から注目されていた。番組自体に行政がかかわるというのではなく、行政としては地元の関連団体の設立にかかわった。
- UターンやIターンの受け容れはどのようになっているか（村澤研究員）：現在はまだ基盤づくりをおこなっている段階である。

⑶ 質問⑵ ②について

> 質問⑵ 重要文化的景観について
> ② 庁内の理解や地元の合意、景観条例策定や景観行政団体化、文科省への申請に至る一連の経緯で、苦労された点があればお教えください。

- 法規制に対する懸念もあるなかで地元合意のためにどのような対策を行ったのかについては、形式的であるかもしれないが説明会を行った。ほぼ100％の方から法規制がかかる事に関する意見があった。特に牧野地域ではしっかりと説明を行った。景観計画を定めて一定の基準を設けてはいるが、それについては滋賀県が策定している風景条例と何ら変わらないものであるため、そのことを引き合いにしながら説明を行っていった。
- 説明会の実施につき、都市計画部局と分担し、景観計画などは都市計画部局により行われた。
- 説明の際に特に課題であったことについては、実際に説明会を行うと、石垣が壊れたときなどの具体的な質問に回答することが難しかった。文化的景観の規制はほとんどないが、まったくありませんとも回答できないために、本来は保全の仕方について説明することができるにもかかわらず、当時は制度に対する理解も十分ではなくそのような説明をすることが難しかった。制度もスタートしたばかりで市役所としても十分な理解ではなかったためである。
- 制度のメリットのアピールについては、補助金が出る代わりに壊しては行けないということになるため、保全する代わりに補助金が出るということを説明したが、すぐにどこかを直したいという要望があったわけではなく、当初はなかなか意見も出てこなかった。文化的景観は制度のメリットの説明が多少困難であったといえる。
- 他部局との連携については、選定を始めた当時は、高島市としても文化的景観を推し出していこうということであり、特に牧野選定当時は、首長の希望もあって施策を推進していた時期でもあったため比較的他部局との連携が容易であった。

⑷　質問⑵　③について

質問⑵　重要文化的景観について
③　下記の3つの選定地について、その特徴をお教えください。
- 高島市海津・西浜・知内の水辺景観（滋賀県高島市）（2008年3月28日選定）
- 高島市針江・霜降の水辺景観（滋賀県高島市）（2010年8月5日選定）
- 大溝の水辺景観（滋賀県高島市）（2015年1月26日選定）

- 海津については、「高島市　海津・西浜・知内の水辺景観」に関する資料を参照していただきたい。そこにあるように、「水の利用に関する景観地」、「流通・往来に関する景観地」として選定した。交通の要所であったために宿場跡や景観の要素が残っていた。そのほかは水辺の景観として現在でも使っているというよりかは、「残している」といえる。ポイントは、構成要素の石積みが私的所有であったのに対して、すべてを構成要素とするため、一軒一軒に合意を得るという作業を行ったことである。一部はコンクリートを上からまいてしまったところもあるため、ご理解をいただいて、地域ぐるみで見た目も直して守っていけたら良いということがようやく最近になり認識できてきたと思われる。
- 空き家率はどうか（田中研究員）：高齢化が最も進んでいる地域でもあるため、空き家もかなり多くなっている。空き家率は算出していないが、今年度に聞き取りによる空き家調査を行う予定である。
- 従来は石積みのどの程度まで水位がきていたのか（田中研究員）：明治期は石垣の際まで水位がきていた。それは水位調節ができなかったためである。
- また、石積みは基本的には波除けとして作っているものであるといえる。技術としては職人しか積めないようなものであるが、現地で見てみると、きれいなものと乱雑なものがある。当初は職人が作っていたように思われるが、その後は住民が自己で直したり作ったりしているようでもある。周辺から石を切り出して使っているといえる。ごろごろ転がっている石は捨て石として波を和らげるということでわざと置いているものがある。
- 高度な技術が基本的に使われているのかというと、バラバラではあるが、きれいに積まれている。職人ではなくとも昔の住民はある程度の技術を有していた可能性がある。
- 資料にある「ヅシ」はどこにでも残っている。江戸時代の一般的な横道のことである。湖岸であるとそれぞれが琵琶湖に接している。海辺の漁村などでもみられる。
- 宿場町としての特徴はあるか（牛尾研究員）：資料にある構成要素として、江戸時代の宿場や薪炭業者の倉庫や荷物を運び出すために作られたものがここでの宿場町の特徴であるといえる。この場所が海上交通で物資を運ぶ起点であった。隣の塩津もその起点であり、そこで初めて海上から荷物を積んだといえる。昔は商家が並んでいた。荷物運搬にかかわる家と宿があった。
- 知内川のヤナ漁については、その仕組みを地元の組合が伝承している。権利については、漁業協同組合が保有している。管理は一級河川であるために滋賀県が行っている。
- 針江については、水利用の景観として選定させていただいた。平成15年にBSのテレビ番組で針江を扱った番組が放送されたため、観光の方もかなり増えたが、カバタに勝手に入られるということもあったため、地元からも意見があり地元の方が案内できるようなシステムを

作った。地元はもともと人が来訪することには好意的であった。しかし、何も知らない方が歩いていると子どもも不安になる。そこでシステムを作ろうということになった。現在では「針江生水の郷委員会」ができている。役所としてもすぐに選定できると思っていたのであるが、あまりにも良好な要素が揃い過ぎており、加えて地元においてもシステムができていたので、むしろ急遽選定が必要であった海津地域を優先したという経緯がある。その後に針江地域も重要文化的景観に選定させていただいた。

- 針江地域では社会学的な調査を行った。特に、かつては内湖で水が浄化されて田んぼや琵琶湖に流れていたという水利用の循環システムを調査した。ヨシハラを使った循環のシステムがあり、今現在も一部が承継されている。生活の中の水利用として残っている。
- 昔の循環システムについて琵琶湖総合開発計画により変化があったか（吉岡研究員）：かつての循環システムは現在あまり残っていない。琵琶湖総合開発計画で近代的な循環システムに変化した。ただし、他の地域であると、そもそもその名残があることさえ感じられない。針江地域ではそれを感じることができる。
- 現在は直接琵琶湖から汲み取り、それを河川に流すこととなっている。現在は水道があり、そこから水が引かれる。田んぼの水利用はなくなったが、生活の水利用としては残っている。生活水としての利用がみられる。なお、内湖のことは町史にはあまり書かれていない。これまではあまり紹介されていなかった。
- 当初は伏流水がきていたとされるがその上流の水はどこからきているのか（牛尾研究員）：地理学的な調査によると、伏流水からの水量よりも多い水が出ていることがわかった。その調査によれば、比良山系から水がきているようである。また、地元では400年前の水が出ているということが言われている。
- 開発次第では水利用が困難になる可能性もある。地域としては、気候により河の水が減っているときにも、わき水などが減るわけではない。ただし、工場での利用やバイパスの利用で一気に水を消費すると減るといった場合がある。地元でもそこは原因が明確ではないので、神経質になるところでもある。
- 戦後琵琶湖の水位が下がったということもあるが、戦前・戦後と比べて湧水の水位の変化などはあるのか（田中研究員）：聞き取り調査の印象としては、かなり減ったといったような印象が多々出ている。
- 地元の組織についてはどういった団体が活動を行っているのか（吉岡研究員）：地元の組織としては、現在は自治会が水にかかわる管理を行っている。共有のところは役割分担で行っている。かつての農業利用のときは水利組合が行っていた部分もあり、水利組合自体は現在もある。
- 積雪の量の変化についてはどうか（谷垣研究員）：積雪の量の変化があるかというと、格段に減っている。以前は1mであるが、最近は多くて40cmであるとされる。
- 大溝地域については、戦国時代の城の石垣が内湖に向って残っているという特徴がある。他の地域にある3つの城は内湖が埋め立てられて現在ではその姿を想像することができないが、大溝地域だけは内湖が残っており、かつての水城を想像することができる。さらに水路も想像することができる。
- また、同地域は駅も近いため、歩いて楽しむことができるような取り組みを行っている。さらに、地元との合意ということでは、この地域が最もスムーズに行うことができたといえる。

その代わりに建物も多いため、しっかりと守っていく必要がある。

- 大溝地域の乙女が池の奥地は国有林であった。文化的景観の関連資料には赤線が引かれており、それが選定地域を意味するが、黄線は選定を行いたかった部分であるが、国有林に関する林野庁の許可が降りなかったという経緯がある。国有林は森林として法律上で保護されているために、再度文化的景観で規制をかける必要があるのかということが理由である。二重に法律の網をかけることに対する懸念があったと思われる。地方公共団体間に加えて、林野庁や文化庁など省庁間の施策の連携も文化的景観制度には欠かせない。
- 地層の特徴としては、石灰岩でハゲ地がある。
- 市としては今後、生活の文化的景観の重要な要素であるために、可能であれば国有林も含めて選定を第2次的に行っていきたいという意向がある。
- 同地域の産業としては、かつて淡水真珠の生産が行われていた。また、現在は小学校の裏にソーラーパークができている。
- 本来は棚田も合わせて選定を行いたいと考え、また住宅地も行うべきであるのだが、同意が得られていない。さらに、住宅地域は別途法的規制があるため、急遽大きな建物が立つことが想定されないために選定の地域から外している。
- 戦国時代は水軍なども存在したが、その後の生業としては農業と琵琶湖の漁業を行う集落が内湖の周りに形成されていた。全国的に内湖を後ろにもっている集落はあまりみられない。入水と排水で分けて2つの前の湖と裏湖をうまく使っておられた。この地域は城が築城された際にもってこられた城下町であり、その後に海道町ができてきたといえるのではないか。
- このため、戦国時代末期に作られた城下町の町割りが残っている。

⑸　質問⑵　④について

> 質問⑵　重要文化的景観について
> ④選定後、住民の理解や地域の変化、さらには行政施策の上で、どのような変化があったでしょうか。

- 当初、選定されてもあまり何もならないのではという意見も寄せられていた。ようやくここにきて、地元においても意識形成がなされてきたのかなと思っている。行政施策としての展開ははっきりとしてきたといえる。これまでは文化財政策としての保護ということであったが、ようやく観光政策としても、3つの地域連携を含めた展開ができるといった可能性ができてきた。このため、今年度から観光部局や商工部局と連携して展開することになった。
- 平成26年度末には地方創生施策の予算もあるため、「重要文化的景観を活かした観光振興事業」を今年度から行うこととなる。地域のまちづくり協議会に地域発信の活動をしてもらうということを推進する。市としてはまちづくり推進会議があるが、それとは別個に地域代表としてのまちづくり協議会がある。その協議会の構成については、自治会の会長から推薦された委員やまちづくりなどに興味あるために参画する方など多様であるが、最低限地域の自治会長1名に入ってもらっている。

(6) 質問(2) ⑤⑥⑦について

> 質問(2) 重要文化的景観について
> ⑤ 今後、重要文化的景観行政について、どのようなお考えがあるでしょうか。
> ⑥ 「シコブチ信仰」は、現在ではどのような形で残っていますか。また、今後、なにか取り組みは考えておられるでしょうか。
> ⑦ 今年度、「日本遺産」に認定された「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」について、市や県の取り組みをお教えください。

- 質問(2)⑤については、文化的景観と日本遺産とは対象の区域が異なるため、役所としては水辺地域については文化的景観で行っている。それ以外は、行政としては被ってしまったなという印象をもっている。文化的景観にプラスαで日本遺産に選ばれたのかなという印象である。
- 質問(2)⑥については、川の脇に「シコブチ神」という神様が祭られている。現在は15カ所から17カ所でまつられている。神社とその場所を含めてシコブチ信仰で日本遺産に選ばれている。筏師さんを助ける神様である。しかし、文化的景観とはなかなか一緒には押し出せないと思われる。なぜならば、シコブシ信仰がある場所は安曇川の上流でかなり行きづらく危ないところもあり、見学をしたり祠を回ったりして特別に何かがあるということではない。ということで、押し出し方に困っているという側面もある。
- 質問(2)⑦について。日本遺産に関しては、水に関係する要素をまとめて県の方が選定したため、市としては「さあこれからどうしよう」ということで考えている最中である。部署としては観光振興課が担当する。日本遺産は観光資源として発信するという側面があったためである。地域協議会を設立するかなども含めて、遺産を発信及び残していくための手法を考えている最中である。
- 日本遺産制度は今年の4月から開始された。今後、世界遺産の代替もしくはオリンピックを見越した観光資源づくりの核となるのか、実際にどのように使っていくのか、現時点では推し出し方や発信をなお検討している。
- 「安曇川リーバーマップ」にある「こがわ」では、小社殿が重要文化財に選定された。滋賀県として3番目のものであった。
- 今津地区というのは、針江地域などの間にあり抜けているようにみえるがそれについてはどうか（田中研究員）：今津は宿場町の街並など、松並木も有名である。ただし、文化財の現況には課題もある。発展をしたため、指定をするほどのものが残っていなかったともいえるが、官公庁ができ発展の要であるために、景観法の規制などは同じようにかかっており、同じように整えていくべき必要がある地域ではある。
- 竹生島自体は高島市ではないが、今津は竹生島観光の拠点である。
- 陸上交通のように、水でのつながりをどうするのかも検討を要する。

⑺　質問⑵　⑧について

> 質問⑵　重要文化的景観について
> ⑧　昨年制定された「水循環基本法」を契機として、その利活用についてなにか取り組みはあるでしょうか。

- 「水循環基本法」は本質問状を受けて初めて知ったことになる。国では内閣官房で行っているが、都道府県レベルであると受け手がはっきりしないというものであるように思われる。地下水が大きな問題として扱われた法律であるが、高島でも地下水があるということで、それを所有者でなくて水域でみるような形となっていくのかなどについて注視していく。
- 「安曇川リーバーマップ」上で番号が振られていない河川などは調査がまだなのか（金研究員）：リーバーマップの0番より下流は調査がされていないのではなく、新旭などの方は河川が危なくなかったためにシコブチ信仰がなかったのではないかという調査となっている。他の地域の河川でも聞いたことがない信仰となっている。

⑻　質問⑶　①②③について

> 質問⑶　高島市の産業について
> ①　森林資源や林産業の歴史および現状はどのようなものでしょうか。（かつての杣山や建築用材、扇骨産業などの地場産業の現状はどうなっているでしょうか。）
> ②　高島市におけるバイオマスタウン構想の進捗状況をお教えください。
> ③　平成18年水産庁選「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選ばれた「安曇川簗漁」の現状と課題についてお教えください。

- 質問⑶①について。森林資源や林産業は、かつては材木の産地ということであるが、今は日本全国の状況と同じように、どこも厳しくなっている。歴史的には復興していたが、今現在は使われていないというものがある。これまで手が入っていない山林を使おうとして、6次産業化に向けて展開を行っている。それについては林業部局が中心に行っている。「高島向けの家づくりネットワーク」として地元の素材で家を建てようという展開を行ってはいる。なお、以前は、高島の竹が京都の扇子の9割のシェアをもっていたが、現在はほとんど輸入のものとなってしまっている。
- 質問⑶②について。平成18年からあまり進んでいない。施設的にお金がかかってしまうことがあるため、展開が意外に難しい。太陽光のパネルがときとして景観的には問題となっている。構造物であるので、建築の許可を要する。環境政策としては推進をしているが、あまりにも出てきたために景観的にも意見が出され、緑地帯などで見えにくくするなどの要請はしている。将来使われなくなったときの危惧をしている。今は特に何も規制がない。
- 質問⑶③について。簗は変わらず使われている。年によって漁獲量は変わるが現在でも漁業組合が活動している。安曇川では10月くらいまで解禁している。

３．重要文化的景観のフィールドワーク調査

ヒアリング調査及び資料調査を踏まえて、フィールドワーク調査では、高島市内の以下の3つの重要文化的景観の現地調査を行った。

(1) 針江・霜降の水辺景観

まず、高島市で2番目に重要文化的景観に選定（2010年8月5日）された「高島市　針江・霜降の水辺景観」のフィールドワーク調査を行った。

針江地域の選定範囲は、高島市新旭町針江および旭の各一部と一級河川針江大川および琵琶湖の一部であり、「ヨシ群落一体と琵琶湖水域」、湧水を使った生活を営む「針江・霜降集落」、集落と琵琶湖を結ぶ「針江大川とその間に広がる水田地域一体」に景観区分されている。

選定範囲は約285.9haであり、重要文化的景観選定基準はため池・水路・港などの「水の利用に関する景観地」、垣根・屋敷林などの「居住に関する景観地」である。

フィールドワーク調査では、地元ボランティアガイド団体である「針江生水の郷委員会」にご案内いただき、「川端と街並コース」と「里山湖畔コース」との2つに分かれてフィールドワークを行った。

ア.「川端と街並コース」・フィールドワーク

針江地域では、安曇川の伏流水と比良山系か流れ着く地下水を起源とする湧水が各所から自噴しているために、この水を飲料水・生活水として利用する「カバタ」と呼ばれる洗い場・水場が各所に残されており、まち歩きを通して、現在でも暮らしの中で使い続けられている重要文化的景観の構成要素の実態を視察した（写真1）。

調査では「針江生水の郷委員会」の案内所のある針江公民館前から、針江大川、針江日吉神社、かばた道を案内していただき、各所に流れる水路沿いに各家のカバタを紹介していただいた。

日吉神社前の水路では、夏に子どもたちが集まって筏づくりを行ったり、ホタルの視察会などが行われ、水とのふれあいを通した文化づくりがなされている。また、各家では、水の使用に関してはカバタに付属するモーターの電気代と（下水に付属する上水の）基本料金のみしかかからず、保健所の検査を前提に湧水による生水が飲料水としても日常的に使用されているとのことであった。カバタで鯉を飼育している世帯もあり、昔は食用として飼育されていたが、現在は食洗器代わりとして、生活で出た生ゴミを鯉に食べてもらうといった工夫が行われていた。カバタは常に同じ温度で保たれている箇所もあり、一年を通して同じ温度であるために冬でも凍らず、昔はそこに奥戸も併設していたとされる。なお、針江大川では護岸工事の実施により鮎の産卵場などがなくなることに対応して、各所に人工的に魚のとどまるスポットが作られていた。大川に併設されている常夜灯は、太陽光と水力発電に



写真１　針江地域のカバタ

よって点灯されるように工夫されており、ハヤやアユなどの魚も多く泳いでいた。

創業100年を超える老舗の豆腐店、琵琶湖の湖畔の鮮魚を取り扱う鮮魚店など針江地域の生活に根付いた商業だけでなく、曹洞宗の正伝寺では亀の池という湧水の池が存在し、清水に生息するセリの群生もみられた。さらに、空き家を改装し低価格で宿泊が行える「生水の郷生活体験処」の視察も行い、地域独自の景観の保全及び形成の取り組みを伺った。

イ.「里山湖畔コース」・フィールドワーク

「里山湖畔コース」のフィールドワークでは、針江地域を訪れ、新旭が掲げている5つのプロジェクトのうち、「ゆりかご水田プロジェクト」及び「水澄まし水田プロジェクト」を実施している水田、ヨシ帯、さらに沼を視察した。

「ゆりかご水田プロジェクト」とは、圃場整備の改修工事によって、琵琶湖から水田に引水するようになったために、それまで川から水路や水田に入ってきていたナマズやフナが水田に入って来られなくなった事態に対して、ナマズやフナが再び水路や水田を使うことができるよう、これらに配慮した水田を作るプロジェクトである（写真2）。水田は魚の餌となるプランクトンも豊富で水温も高く、魚の産卵・成育にとって良好な環境である。このプロジェクトでは、絶滅が危惧されていたニゴロブナの稚魚を水田で生育し、琵琶湖へと放流させている。また、無農薬栽培で稲の栽培を行っているため、水田にいる虫を求めて鳥が多く集まるようになった。特に、冬場でも水を張っておくと白鳥が訪れるようになり、白鳥たちが稲作に悪影響を与えるオモダカという植物のみを食すことから、結果として、次年時の稲作量が増えることにつながっているという。

「水澄まし水田プロジェクト」とは、多くの農家が一斉に水田内の泥を流すことにより琵琶湖のヨシ帯に影響を与えているため、その対策として田の中に水路を通し、そこで泥を沈殿させ琵琶湖には澄んだ水を送るというプロジェクトである（写真3）。これは、近年、兼業農家が増加し、土日に農業を行う家が増えたことがその一因となっている。このプロジェクトを実施した結果、水田においても、沈殿した泥からスジシマドジョウやナゴヤダルマガエル、カスミサンショウウオなどが発見されており、生態系保全の機能を果たしている。



写真２　ゆりかご水田プロジェクト


写真３　水澄まし水田プロジェクト

次に、琵琶湖沿いのヨシ帯を視察した（写真4）。ヨシ帯周辺は、学校にプールがなかった時代には水泳場として利用されおり、その名残として岸に足洗い場が残存していた。ヨシ帯を保全するためには、放置すればいいというものではなく、定期的にヨシ刈りや浜焼きを行う必要がある。滋賀県は、12月にヨシ

刈りをする市民参加のイベントを行い、参加団体に報酬を分配している。また、刈りきれなかったヨシは3月に浜焼きをして焼き払っている。ヨシ帯の保全以外にも、針江地域では、2012年から「びわ湖源流の森づくり」の活動を行い、クワやオニグルミを育て、成長したら山へ植樹する活動が行われているという。


写真４　ヨシ帯

最後に、テレビで取り上げられ話題となった田中三五郎氏が漁を行っていた沼を訪れた（写真5）。琵琶湖沿いにあり、琵琶湖と沼の境界である水門は常時開けられているため、魚などが多く行き来している。田中氏はモンドリを用いて魚を捕り、生活に必要な分以上に捕れた魚は鳥に分け与えていたそうで、今でも漁などを行っていると鳥が集まってくるとのことであった。他方、沼のヨシ帯の中からネコヤナギの芽が出芽し、その根が泥を溜めヨシの生育に悪影響を与えることから重機を用いた除去作業が行われている。また、オオフサモが繁茂し、「生水の郷」の会や企業のイベントによっても除去作業が行われている。その効果もあり、訪れた際にはオオフサモの繁茂は確認されなかった。


写真５　田中氏が漁を行っていた沼

(2) 大溝の水辺景観

次に、高島市で最も新しく文化的景観に選定された「大溝の水辺景観」（2015年1月26日選定）について調査を行った。

選定範囲は、滋賀県高島市勝野の一部、一級河川琵琶湖及び瀬戸川の各一部の約1384.1haであり、湖沼としては「乙女ヶ池」、遺跡として「大溝城跡」、水路として「旧大溝城下地区の町割り水路」などが重要な構成要素とされている。その他、水道施設や日吉神社などの社寺に加え、「大溝教会」のような教会も構成要素となっている。

現在、大溝地域では、陣屋の惣門や武家屋敷の残る町並みを活かして旧商家を商工会の有志が手づくりで改修し、工房での染色やキャンドル作りの体験スポットや酒屋や食事処を有する「たかしまびれっじ」が整備されている。その上で、文化的景観や日本遺産制度を含めて「近江高島大溝の水辺さんぽ」という取り組みが行われており、マップ作りやホームページ整備がなされている。


写真６　町割り水路

フィールドワークでは、上記の「近江高島の大溝の水辺さ

んぽ」マップにも記載がある町割り水路を視察した（写真6）。現在は三面張りの水路となっているが、地域の住民への聞き取り調査によると、昔は水路を用いて洗い物やスイカを冷やすなど地域住民の生活の一部として利用されていたという。また、従来は水路にホタルなども見られたそうであるが、現在はあまり見られないとのことであった。調査の際には、水路の流速はあまりなく、底質が砂地のところにはドジョウ（おそらくシマドジョウ又はマドジョウ）やカワニナが多く生息していた。

その後、景観構成要素の一つである大溝城跡を視察した。織田信澄が1578年に築城したとされる大溝城跡の周辺には大溝陣屋の総門などがあり、城下町として形成された大溝地域の歴史的背景を体感することができる。また、城があった当時には、天守閣跡の真下に位置する乙女ヶ池が内堀の機能を有していたとされており、大溝城跡から内湖周辺の景観を眺望すると、内湖が内堀の機能を果たしていたということを実感することができた。なお、近江高島駅の西側には現在住宅地が広がっており、重要文化的景観の区域からは外されている。

⑶　海津・西浜・知内の水辺景観

最後に、高島市で最初に重要文化的景観に選定（2008年3月28日）された「高島市　海津・西浜・知内の水辺景観」についてもフィールドワーク調査を行った。



写真７　海津の石積み

海津地域の選定範囲は高島市マキノ町海津・西浜・知内の湖岸一体及び知内川と琵琶湖の一部であり、琵琶湖湖岸に沿う県道の路肩に桜の木が連続して植えられており景観上の重要な資源が残る「海津大崎地区」、湖に面して石積みで護られた町並みが続き、かつての桟橋跡や街道と琵琶湖をつなぐ「ゾシ」と呼ばれる路地など湖に開かれた港町として特色ある景観を有する「海津・西浜地区」、白い砂浜と桜並木が続く「白砂青松」の景観や「ヤナ」漁などの伝統的な漁法を伝える知内川のある「西浜（高木浜）・知内地区」に景観区分される。



写真８　水場「イケ」

選定面積は約1842haであり、ため池・水路・港などの「水の利用に関する景観地」、道・広場などの「流通・往来に関する景観地」が重要文化的景観選定基準である。

海津地域では、琵琶湖に面した暮らしの中で、季節風による風や波の影響を強く受けることから、家屋に風除けとなる垣や板戸を用い、湖岸沿いには連続的に石積みが築かれるなどの独自の生活景観が形成されている（写

真7)。

今回のフィールドワーク調査では、まず、現在でもヤナ漁が漁業組合を通して継承されている知内川及び景観重要構成要素に指定されている「知内川漁業者組合旧倉庫」などを視察した(ただし当該倉庫はマップには記載されているものの、現地に案内板などはなく、また地元の方にお聞きした際にも構成要素の周知が十分になされていない印象を受けた)。

また、1702年の大波被害をきっかけに海津・西浜の湖岸に1.2㎞にわたって築かれた高さ2.5m前後の石積み、琵琶湖と町並み及び家屋をつなぐ民家と民家との間にある小路「ヅシ」、湧き水を生かした水環境の表象である「イケ」と呼ばれる水場や共同井戸の視察を行った(写真8)。

以上のように、日本海から琵琶湖を経て京都や大阪に向かう湖上及び陸上交通網の結節点として栄えた街並みの名残や、江戸時代の宿場や港町の名残の残る海津地域の景観重要構成要素について実地調査を行った。

4．研究調査をうけて

現在、全国で50件の重要文化的景観の選定がなされている(2015年10月時点)。本研究調査では、従来から重要文化的景観制度の積極的な活用に取り組んできた滋賀県高島市において、制度導入に至った経緯や導入後の課題、また今後の市の施策を踏まえた展望に関して、重要文化的景観の現況を把握し、実地調査を行うことができた。

前述のように、ヒアリング調査では高島市における(重要)文化的景観制度の選定の経緯と現況について詳細に伺うことができた。そこでは、文化的景観の選定を契機として、歴史的・文化的な資源の再発見や保全の動きが地域振興や観光振興のための資源活用に結びつけられるなど、行政内部での施策連携や地域住民のさまざまな団体との公私協働の展開がみられる。龍谷大学里山学研究センターが取り組む琵琶湖総合研究として、景観生態学などの手法を用いた地図作りや資料収集などの調査を継続していくにあたり重要な示唆が提供された。

フィールドワーク調査については、文化的景観を実際に体験し実感することができるように、地域住民が主体的にボランティア団体を運営して、現地のガイドを行う仕組みが整っている針江地域が全国的な制度活用モデルとして注目される。そこでは、文化的景観の主要な構成要素だけでなく、滋賀県や市町が取り組んでいる琵琶湖の生態系の保全に関連するプロジェクト(「ゆりかご水田プロジェクト」など)や水環境と密接に関係する森林への取り組み(「びわ湖源流の森づくり」)についてもガイドコースの内容を構成しており、琵琶湖水域圏を包括的に対象とした公私協働による制度間連携の実践例として注目される。また、これらの既存の取り組みを踏まえて、市内で新たに重要文化的景観に選定された大溝地域においても、「近江高島大溝の水辺さんぽ」といった取り組みが展開されており、地域資源のマップ化や地場産業との連携が模索されていた。さらに、海津・知内地域では、伝統漁法の継承が漁業組合などを通して維持されており、文化的景観の保全・形成が地域住民によって主体的・継続的に行われている。文化的景観を基軸として、多様な主体による複層的な取り組みが連関して展開されているといえる。

他方で、観光地化に伴う問題[1]や、人口減少に伴う担い手不足や空き家の増加といった問題[2]は当該地域においても顕在化している。これらの問題への対応も、文化的景観制度の展開上の重要な検討事項である。

(重要)文化的景観制度への理解や関心がようやく地域住民間においても浸透してきたとい

う現況において、これらの取り組みが今後どのように展開されていくのか注目される。

1　京都新聞2016年3月21日朝刊1面「訪日客目20年に4千万人　政府の新観光戦略」では、2015年11月に設けられた「観光ビジョン構想会議」での検討をもとに作成されている政府の新観光戦略素案において、訪日外国人観光客の増加を目指して保存優先であった文化財を観光に活用し、全国200カ所を拠点として鉄道などの公共交通機関の利便性を向上させ、地域間を円滑に移動できるルートとして「地方創生回廊」を創設するとの報道がなされている。そこでは、文化財が観光拠点として捉えられており、具体的な活用のための指針が示されるようであるが、他方で従来の保全体制との関係を含めて慎重な議論も必要であると思われる。なお、国土交通省は、観光客のホテル不足の解消のために、容積率の緩和を促す方針を示した。朝日新聞デジタルの2016年4月5日「ホテル不足解消へ、容積率の規制緩和促す方針　国交省」http://www.asahi.com/articles/ASJ444D06J44ULFA00Z.html（2016年4月6日最終閲覧）参照。関連して、時事通信の時事ドットコム2016年3月21日の記事「20年までに1000万人＝国立公園の外国人客2倍超に―環境省」http://www.jiji.com/jc/zc?k=201603/2016032100253&g=eco（2016年3月21日最終閲覧）によれば、環境省では現在、国立公園のうち5カ所でモデル事業を実施して地域文化などを体験できる外国人客向けのツアーを検討するほか、案内板の多言語化など外国人が利用しやすい環境整備を進めることによって、2020年までに国立公園を訪問する外国人客数を現在の約2倍強となる1000万人に拡大する施策の実施が検討されているという。また、時事通信ドットコムの2016年4月７日の記事「文化財の魅力向上を後押し＝入場料に値上げ余地も―財務省」http://www.jiji.com/jc/article?k=2016040700667&g=eco（2016年4月8日最終閲覧）では、訪日外国人向けの観光案内を整備した文化財所有者を優先的に支援する仕組みの展開の中で、入場料の値上げの余地があるといった議論が財政制度等審議会（財務相の諮問機関）の財政制度分科会で議論されているとの報道がなされている。

2　ヒアリング調査における聞き取りにおいても空き家対策が今後の課題とされていた。なお、この点、2016年4月5日の産経（WEST）ニュース「空き家活用に支援　滋賀県が都道府県初の融資制度」http://www.sankei.com/west/news/160405/wst1604050017-n1.html（2016年4月6日最終閲覧）では、滋賀県が都道府県初の試みとして、中小企業の空き家活用を支援する融資制度を2016年度から始めたことが報道されている。空き家活用の一環として、中小企業が空き家を改修して事業を行うための設備資金や運転資金を融資するという。